

官民連携による文化財「プラットフォーム」創設について（改訂継続）

一昨年、市内国登録有形文化財（建造物）であり、日本遺産「かかあ天下一ぐんまの絹物語」構成物件が競売にかけられるという事案に引き続き、本年3月に相生町内の樹齢三百年を超える市指定天然記念物伐採のニュースが報道されました。桐生市内の価値ある文化財所有者の窮乏状況がいよいよ待ったなしの状況に陥っている証左です。

歴史文化都市として、織都桐生の「個性」を代表する地域文化財は、国指定重要文化財や桐生新町重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」）物件を除いては、民間所有者の「固定資産」として、その利活用や保存修復に関しての支援は一切行われていないのが実情です。

加えて、その活用や維持存続について支援を求めたくても、観光利活用、日本遺産や文化財の維持管理、景観計画区域内での変更等について、それぞれ担当部署が分かれており、どこに相談を持ち掛けて良いのかが分かりづらく、また、内閣府や文化庁から地方行政に通達される情報は、文化財保持者に有益な「情報」であるとしても伝わらないことが多く、所有者側の“自発的な問い合わせ”により明らかにされるという状況となっています。以上のことが所有物件の解体の決断の要因となっていると思われます。

「桐生市新観光ビジョン」では、桐生市にある『個性』としての文化財や景観は、自律的に存在できていることが前提と位置付けられていますが、国指定重要文化財、重伝建地区の指定物件以外の桐生の『個性』を象徴する多くの文化財的建造物は、その保存と維持継承に必要な経費のほとんどを所有者が自己努力で賄っています。

桐生の観光振興の本質である「個性」である文化財や文化財的建造物が失われていくことは歴史文化都市としての桐生観光の基盤を根底から覆すものであり、その保存・継承は喫緊の課題です。

桐生市は、群馬県内にある重文以下国指定、国登録文化財の三分の一を有する歴史的文化地区です。これら桐生の「個性」である建造物群は「歴史的資源を活用した観光まちづくり」の条件に合致する物件ばかりです。桐生の先人たちの遺産を保存・利活用した上で、未来に残すことが真に魅力ある歴史文化都市桐生のグランドデザインに繋がると考えられます。

つきましては、内閣官房の「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進室」を利用した、所有者とともに伴走してくれる官民連携の「歴史まちづくり支援法人」をプラットフォームとして立ち上げ、文化財の維持保存、利活用に関する「ヒト・モノ・カネ」の観光産業活性化に貢献するハブ（拠点）を、早急に創設していただきたく強く要望いたします。

桐生市からの回答

本市では、歴史的資源を活用した観光まちづくりを進めている中、歴史的建造物の経年劣化に伴う所有者負担の増大は、課題であると認識しておりますが、要望書の趣旨につきましては、関係各課とも連携し、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

〔回答担当〕 産業経済部日本遺産活用室日本遺産活用担当

本市には、指定及び登録文化財、重伝建地区を合わせて 265 件の文化財が存在しています。これらの文化財は次世代に残していく大切な財産であり、御指摘のとおりその保存・継承は喫緊の課題であると認識しております。

保存修復に関しては、指定・登録文化財ともにそれぞれの補助金交付要綱に基づく支援措置を図り、目的や状況によっては、地域活性化や観光振興の補助事業を活用することにより保護を図っております。

庁内の関係部局が連携を図り、所有者からの相談の対応と、国や県等から通達される情報発信の強化に努めてまいります。

文化財「プラットホーム」創設につきましては、国や県、庁内の関係部局、関係する市民団体等と連携を図りながら研究してまいりたいと考えております。

〔回答担当〕 教育部文化財保護課文化財保護係